

諏訪市議会議員及び諏訪市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公費負担に
関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月23日

諏訪市長

金子ゆかり

諏訪市条例第 3 号

諏訪市議会議員及び諏訪市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

諏訪市議会議員及び諏訪市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公費負担に関する条例（平成 6 年諏訪市条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条及び第 10 条中「7 円 73 銭」を「8 円 38 銭」に改める。

第 14 条中「541 円 31 銭」を「586 円 88 銭」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の諏訪市議会議員及び諏訪市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙から適用する。